

社会福祉施設の設備及び運営に関する基準等の県条例制定の考え方について

平成 24 年 10 月 3 日

福 祉 保 健 部

1 主旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号・第 105 号)(以下「第 1 次・第 2 次一括法」という。)の施行に伴い、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等が改正され、これまで国省令等で定められていた社会福祉施設の設備及び運営基準等の各種基準については、県条例で定めることとされました。

第 1 次・第 2 次一括法では、条例化にあたり、地域の実情に応じて、国省令等と異なる独自の基準を定めることを一部許容しています。福祉保健部においては、外部有識者を含めたワーキンググループ等を設置するなど、本県の実情にあった条例(案)の制定について検討していますが、併せてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様のご意見を伺います。

2 条例委任された基準省令

このたび条例化する国基準省令は、以下のとおりです。

	基準省令
児童福祉法	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号)
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号)
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 16 号)
	児童福祉法施行規則第 18 条の 34 第 25 条の 21 の 2 (昭和 23 年厚生省令第 11 号)
老人福祉法	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号)
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)
介護保険法	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号)
	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 39 号)
	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 40 号)

	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第41号)
障害者自立支援法	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)
	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号)
	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第174号)
	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第175号)
	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第176号)
	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第177号)
	障害者自立支援法施行規則第34条の21 (平成18年厚生労働省令第19号)
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 (昭和41年厚生省令第18号)
社会福祉法	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成20年厚生労働省令第107号)
	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14年厚生労働省令第49号)
医療法	医療法施行規則第2条の2 第30条の29 第6条の6 第19条第2項・第3項 第21条の2 第2項・第3項 第21条の4 (昭和23年厚生省令第50号)
食品衛生法	食品衛生法施行規則第36条 (昭和23年厚生省令第23号)
認定こども園法※	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年文部科学・厚生労働省告示第1号)

※ 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の施設運営基準はすでに条例化済み。

（新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号））

3 条例化にあたっての留意点・視点

県条例制定にあたっては、国省令等の条文ごとに、3つの類型（従うべき基準・標準・参酌すべき基準）に区分され、条例化の際は、これらの類型に従う必要があります。

原則、国省令等の条文を基本に条例化を進めますが、「地域の実情に合った行政サービスの実現を目指す」という第1次・第2次一括法の主旨を踏まえ、参酌すべき基準の中で、施設利用者の安全・安心の確保、サービス利用者の処遇向上の確保の視点から、県独自基準の検討を進めています。

4 県独自基準（案）

条例化にあたっては、外部有識者を含めたワーキンググループ等での意見を踏まえ、以下のような独自基準を設けることを検討しています。

なお、それ以外の項目については、基本的に基準となる国省令どおりとする予定であり、また、「機動的な対応が必要な内容」、「技術的な内容」等に係る項目については、規則への委任を検討しています。

(1) 各条例の共通事項として独自に盛り込む事項

項 目	県独自基準（案）	県独自基準（案）の効果
非常災害対策に関する基準	・各施設・事業所における、災害ごとの対応マニュアルの策定を(努力)義務化する。	・マニュアルの作成により、災害弱者の支援体制が強化される。
暴力団排除に関する基準	・施設等の運営からの暴力団排除に関する規定を設ける。	・新潟県暴力団員排除条例の主旨を考慮し、施設、事業所等の適切な運営が図られる。

※個別条例の内容によっては、規定しないものがあります。

(2) 個別の条例に盛り込む事項

① 児童福祉法・社会福祉法(婦人保護施設)関係

項 目	県独自基準（案）	県独自基準（案）の効果
入所者を平等に取り扱う原則	・「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加する。	・幼児期の適切な人格形成及び男女平等施策の推進が図られる。
児童福祉施設等における食材の安全確保	・食材の安全確保の取組について努力規定を設ける。	・食に係る児童・保護者等の安全・安心の確保が図られる。
<保育所> 医務室の設置	・2歳児以上を入所させる保育所における医務室設置の努力規定を設ける。	・健康面での児童・保護者の安全・安心の拡充が図られる。
<保育所> 嘱託歯科医の配置	・すべての保育所に嘱託歯科医配置の努力規定を設ける。	・健康面での児童・保護者の安全・安心の拡充が図られる。

② 老人福祉法・介護保険法・社会福祉法(軽費老人ホーム)関係

項 目	県独自基準（案）	県独自基準（案）の効果
記録の整備に関する基準	・利用者の処遇等に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。	・長期的視点に立った、より質の高いサービス提供が図られる。
〈特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)〉 居室定員に関する基準	・定員は、原則1人とするが、特に必要と認められる場合は、4人以下とすることができる。 (既存施設については、経過措置を設ける) 〔特に必要と認められる場合〕 ①市町村の同意 ②入所者プライバシーへの配慮 ③容易に個室に転換可能な設計	・多床室を認めることにより、低廉な居住費を求める方への選択肢を広げることができる。
設備に関する基準 ※以下は除く。 養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、 (介護予防)居宅療養管理指導、 (介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売	・技術進歩に対応した機器導入によるサービス向上の努力規定を設ける。	・利用者に対する効果的な機能訓練や従業員の負担軽減等を図り、利用者により質の高いサービス提供が図られる。

③ 障害者自立支援法関係

項 目	県独自基準（案）	県独自基準（案）の効果
運営に関する基準	・運営規程で定めなければならない項目に、苦情解決と秘密保持を追加する。	・利用者の安心につながる適切な運営体制の確保が図られる。
設備に関する基準	・訓練・作業室の広さを具体的に規定する(3㎡/人以上)。	・統一的な基準を示すことにより、利用者の安全につながる適切な施設整備が図られる。
〈多機能型事業所〉 利用定員に関する基準	・最低利用定員を20人から10人に緩和する。	・人口が少ない地域での事業所の開設により、利便性の向上が図られる。

④ 生活保護法関係

項 目	県独自基準（案）	県独自基準（案）の効果
職員の秘密保持	・ 正当な理由なく利用者の秘密の漏えい禁止を明文化する。	・ 利用者のプライバシーの保護が図られる。
身体拘束の禁止	・ やむを得ない場合を除き利用者の身体を拘束する行為の禁止を明文化する。	・ 利用者の人権の尊重が図られる。
事故の発生防止及び発生時の対応	・ 事故等発生時の報告・対応マニュアルの整備、事故予防のための研修等の実施の努力規定を設ける。	・ 利用者の安全確保や施設の運営体制の適正化が図られる。
記録の整備に関する基準	・ 利用者の処遇に関する記録の保存年限を5年間とする。	・ 長期的視点に立った、より質の高いサービス提供が図られる。
医療保護施設	・ 医療保護施設の基準は医療法その他医療に関する法令に基づくものとする。	・ 医療保護施設設備運営基準の根拠の明確化が図られる。
社会福祉法に規定する授産施設	・ (保護施設の) 授産施設の設備基準を準用する。	・ 社会福祉法に定める授産施設設備基準の根拠の明確化が図られる。

⑤ 医療法関係

条例に委任される事項は、病院等の人員配置及び施設に関する事項であり、国基準の内容で病院等の運営が適切に実施できると考えられることから、独自基準は設けず、国基準どおり条例化する。

⑥ 食品衛生法関係

条例に委任される事項は、本県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員配置に係る事項であり、国基準の内容で食品衛生検査業務を適切に実施できると考えられることから、独自基準は設けず、国基準どおり条例化する。

⑦ 認定こども園法関係(一部改正)

現行の県条例（新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号））の規定のうち、「自園調理の原則」を国省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、一定の要件を満たす場合、3歳以上の児童に対する食事の提供について、園外調理し搬入することができるよう、一部改正を行う。

5 施行期日

平成25年4月1日（予定）